

# 「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第4版)」 (概要)

平成22年11月5日  
経済局 国際貿易課

11月4日、「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第4版)」が、WTO事務局長の監修の下で作成・公表されたところ、概要以下のとおり。

本報告書は、昨年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおけるG20首脳の要請に基づき、これまで3回(2009年9月、2010年3月、2010年6月)作成されており、今回の報告書は、G20ソウル・サミットに向けて作成されたもの。2010年5月から10月までの間にG20諸国により実施された措置が対象。なお、本報告書に掲載された措置については、WTO協定等との整合性の有無を予断するものではないとの注釈が付されている。

## 1. 報告書の概要

- (1) 2010年6月以降、G20各国は新たな貿易制限的な措置の導入を抑制。新たな措置の数は増加したものの、以前に比べて導入のペースは鈍化し、中でも貿易救済措置(アンチ・ダンピング、相殺関税、セーフガード)に向けた調査開始件数が減少している。
- (2) 今回新たに実施された貿易制限的な措置は、G20輸入額全体の0.3%、全世界の輸入額の0.2%に影響している。
- (3) 輸入関税の引き上げは、乳製品、プラスチック製品及び農業器具といった製品に限られている。他方、輸出制限措置は原材料、食料品及び鉱物類において実施された。また、本報告書には措置として記載されていないが、金融危機を契機に導入された農業分野や特定の製造分野に対する政府による各種支援策も依然として継続されている。
- (4) 新たな措置の導入のペースは鈍化したものの、これまで導入されてきた措置が積み重ねて貿易のフローを阻害している。2008年10月以降、G20によって導入された制限措置の影響はG20輸入額の1.8%、全世界の1.4%に達しており、撤回された措置の数は15%に過ぎない。
- (5) 貿易制限的な措置が多かった分野は、主に電気機械、鉱石燃料、機械設備の分野であった。いくつかの分野においては、金融危機前から既に比較的厚く保護されており、保護の常態化の危険が生じている。撤回された措置の多くは貿易救済措置の分野である。他の国境措置の多くは、金融危機を契機に実施され、その後もそのまま適用された状態にある。

- (6)いくつかのG20諸国において自国の貿易体制の自由化を進めた結果、輸入関税の引下げ等の貿易円滑化措置が増加した。
- (7)いくつかのG20諸国においては、サービス分野において、海外投資受入れ体制を大きく変更し、多様な分野において外資参入を認めた。特に米国等において金融機関に対する政府支援も減少した。
- (8)世界の貿易は過去に類を見ない力強さで回復。2010年7月の世界の貿易量は2008年の7月(危機前のピークである2008年4月と近い実績)のレベルとほぼ等しいところまで回復した。物品の輸出量は、2009年に12%以上急落した後で、2010年は13.5%成長するとWTOでは予測している。先進国の物品の輸出量は11.5%拡大し、先進国以外の国では、16.5%の増加を見込んでいる。
- (9)2010年前半に貿易は急速に回復したが、夏以降は減速しており、G20諸国は、持続的でバランスのとれた経済成長に必要なマクロ経済条件を導入しようとしているが、成長を続けるには暗雲が立ち込めている。
- (10)貿易金融を取り巻くビジネス環境は2009年半ば以降改善しているが、低所得国の貿易業者は依然、貿易金融の調達に重大な支障をきたしている。
- (11)最近数か月は、多くのG20諸国において高止まっている失業率が各国の貿易自由化政策に負の圧力をかけており、世界経済の不均衡により保護主義的圧力の高まりが見られた。通貨市場の混乱及びいくつかの国の為替誘導によって更なる世界経済への危険が生じている。これらの危機の根底には本質的にマクロ経済があり、貿易を制限することでは、これらの不均衡を是正できない。
- (12)現状では、G20諸国が国際協調の精神及び世界的な経済問題に一貫して取り組んでいく政策レベルの維持が必要。貿易の緊張激化を避け、DDA 交渉を妥結させることが、世界規模の経済成長と雇用回復に重要である。

## **2. 我が国の措置に関する記載ぶり**

### **(1) 貿易及び貿易関連措置→1件表記**

(イ)郵政改革法案(閣議決定の主たる内容とともに、「日本政府としては、今後の法制等の運用においてGATSなどの国際約束との整合性を確保していく考えである。」旨記載。)

### **(2) 景気刺激策→1件表記**

(イ)円高・デフレ対応のための緊急総合対策

(了)